

公益社団法人日本俳優協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本俳優協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国の芸術文化に重要な位置を占める歌舞伎の継承発展のために、歌舞伎俳優等の研修により歌舞伎に関する技芸及び教養の向上を図るとともに、歌舞伎等に関する調査研究を行い、その成果を公表して国民一般の歌舞伎に関する知識を高め、鑑賞に資し、併せて歌舞伎俳優等の活動条件の改善を行い、もってわが国の芸術文化の高揚発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 歌舞伎の継承と発展のために必要な人材育成と技芸の継承のための事業
 - (2) 歌舞伎の振興と普及啓蒙をはかるための事業
 - (3) 歌舞伎等に関する資料の収集保存と調査研究及びその成果の公開に関する事業
 - (4) 関係団体との連絡提携
 - (5) 歌舞伎等の映像及び写真にかかわる著作権隣接権と肖像権の処理に関する業務
 - (6) 歌舞伎俳優等の活動条件の改善のための事業
 - (7) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国及び海外において行う。

第3章 会員

(法人の会員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した歌舞伎等の俳優個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人又は団体

- 2 前項のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下、「法人法」という）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、正会員である師匠のもとで6ヶ月以上の実習を経た上で、正会員2名以上の推薦を受け、理事会において定める入会申込書に芸歴書を添付して申し込まなければならない。

- 2 この法人の賛助会員になろうとする者は、理事会において定める入会申込書により、申し込まなければならない。

- 3 この法人は、前2項による申し込みを受けた場合、総会において定める入会資格及び入会者推薦に関する規程により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- （1） 2年以上、会費を滞納したとき。
- （2） この定款その他の規則に違反したとき。
- （3） この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- （4） その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日の一週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

- 3 理事長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- （1） 退会したとき。
- （2） 成年被後見人または被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、または解散したとき。

(4) 除名。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 入会資格並びに入会金及び会費の額

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの付属明細書並びに財産目録の承認

(4) 会員の除名

(5) 理事及び監事の報酬等の額

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、必要がある場合に、理事会の決議により理事長が招集する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 正会員の議決権の総数の5分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 定時総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。臨時総会の議長は、会議のつど出席した正会員の互選で定める。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の議決権の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。

5 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その正会員を出席したものとみなし、当該議決権の数を出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第18条 理事又は正会員が、総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(会長の設置)

第20条 この法人に会長を1名置くことができる。

2 会長は本法人に尽くした功績が特に著しい者で、理事会の決議により推薦し、理事長が委嘱する。

3 会長は名誉職とする。

(役員の設置)

第21条 この法人には、次の役員を置く。

理事 10名以上15名以内

監事 2名または3名

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第15号に定める外部理事の要件を満たし、かつ、学識経験者又は実演芸術の愛好者等である者1名以内を含む。
- 3 第5条第16号に定める外部監事の要件を満たし、かつ、学識経験者又は実演芸術の愛好者等である者1名以内を含む。
- 4 理事の内、1名を理事長とする。
- 5 理事長以外の理事の内、1名又は2名を副理事長、1名を専務理事、1名を財務理事及び常任理事3名以上5名以内を置く
- 6 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、第3項のうち副理事長、専務理事、財務理事及び常任理事をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事、財務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事には、理事（親族その他特殊の関係があるものを含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事、財務理事及び常任理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長、専務理事、財務理事及び常任理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、役員には、費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、理事長とする。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事、財務理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が当該議案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

- 3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

- 4 前項の規定は、第23条第3項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。ただし、理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第7章 評議員及び評議員会

(評議員の設置)

第33条 この法人には、評議員15名以上20名以内を置く。

- 2 評議員は、この法人の正会員のうちから理事会で選出し、理事長が任命する。

- 3 評議員は、理事を相互に兼ねることはできない。

- 4 評議員には、第25条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。ただし、同条各項中「理事」とあるのは「評議員」と読み替え、同条4項中「第21条」は「第33条第1項」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第34条 評議員は、評議員会を組織して、理事長または理事会の諮問に応じ、この法人の業務に関する重要事項等について必要とされる助言を行う。

(評議員会の決議)

第35条 評議員会の議長は、評議員の互選で定める。

- 2 評議員会の決議は、評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第8章 顧問、参与、幹事及び委員

(顧問、参与、幹事)

第36条 この法人には、顧問、参与及び幹事おのおの若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、この法人に対し特に功績のあった者、もしくは学識経験者及び有識者のうちから理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、この法人の重要な事項について理事長の相談に応じ、この法人の業務及び運営について、必要な助言を行う。
- 4 顧問及び参与には、その職務に要する費用を弁済することができる。
- 5 前項に定めるもののほか、顧問及び参与に関して必要な事項は、理事会が別に定める規定による。
- 6 幹事はこの法人の正会員のうちから理事会の決議により選出し、理事長が委嘱する。
- 7 幹事は、評議員の職務を補助する。

(委員)

第37条 この法人は、事業の円滑な運営を図るために必要と認めたときは、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の決議に基づき、理事長が委嘱する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第9章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員をおく。
- 3 事務局長等重要な職員は、理事会の決議により理事長が任免し、その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

第10章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 この法人は、基本財産について適正な維持管理に努めるものとし、基本財産の一部を処分しようとするとき、及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

4 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または確実な信託銀行に信託するか、もしくは確実な銀行の定期預金として、財務理事が管理する。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算等)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の規定により承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務

所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 役員の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 前項の規定にかかわらず、役員の名簿及び正会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(保有する株式に係わる議決権の行使)

第45条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下、「認定法」という）第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定

法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(損害賠償責任の免除)

第51条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を結ぶことができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は、寺嶋秀幸（7代目尾上菊五郎）とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、令和8年6月9日に一部改正し、同日より施行する。但し、改正第21条第2項（外部理事の選任）及び第3項（外部監事の選任）は、令和8年度に関する定時社員総会の締結の時より施行する。